

## 平成 30 年度 1 月第 10 回美浦村定例教育委員会議事録

○開会日時 平成 31 年 1 月 25 日(金)午前 9 時 30 分

○閉会日時 平成 31 年 1 月 25 日(金)午前 11 時 00 分

○開会場所 美浦村役場 3 階 大会議室

### ○出席委員

教育長 糸賀 正美

教育長職務代理者 山崎 満男

委 員 小峯 健治

委 員 浅野 千晶

委 員 栗山 秀樹

### ○出席事務局職員

教育次長兼学校教育課長 中澤 真一

学校教育課長補佐 葉梨 美穂

指導室長 及川 和男

子育て支援課長 藤田 良枝

生涯学習課長 木村 光之

美浦村文化財センター長 中村 哲也

美浦幼稚園長 坂本 千寿子

大谷保育所長 保科 八千代

木原保育所長 永井 弘子

○欠席委員 なし

○傍聴人 なし

### ○提出議案及び議決結果

案 件		審議結果
報告第 1 号	美浦村教育振興基本計画の中間見直しについて	—
報告第 2 号	こどもを守る 110 番の家ネットワークの再構築について	—
報告第 3 号	永巖寺所蔵「絹本著色近藤利勝肖像画」の美浦村指定文化財指定に係る文化財保護審議会への諮問について	—

教育長

本日は定例教育委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。開会に先立ちまして、1点、お話をさせていただければと思います。事務局から後程詳細の説明をさせていただきますが、これまで学校の働き方改革ということで、いろんな取り組みを村の教育委員会として実施してきたわけですが、来年度4月から学校諸会費、いわゆる教材費とかいろいろありますけども、それについてこれまで現金を集めて業者に払うというやり方をしていたわけですが、4月以降来年度からは、口座振替を村内の小中学校全て実施する調整が整いましたので、ご報告させていただきます。先だっての新聞でも報道されておりますが、県内の教職員関係の懲戒処分がかなりの数挙がっておりますが、その中でも、学校の現金を取り扱う関係の会計上の不適切処理というものの件数が約半分ぐらいを占めているということです。村としても、そういったことが起きないようにということとあわせて、先生方あるいは事務の職員の方々の負担軽減といいますか、働き方改革を進める上での1つの大きな一歩なのかと考えますのでよろしくお願いしたいと思います。

それではただいまより、平成30年度第10回定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は委員の皆様全員出席いただいているります。教育委員会会議規則第17条第1項によりまして、議事録署名委員を指名いたします。栗山委員にお願いいたします。また、会議規則第16条の規定によりまして、提出事案に関する担当職員としまして、生涯学習課の中村文化財センター長、葉梨学校教育課長補佐が出席をしております。

#### 【報告第1号 美浦村教育振興基本計画の中間見直しについて】

教育次長説明

#### 【 質 疑 】

教育長

本来であれば、資料を事前に渡してご覧いただければと思ったんですが、本日この場でお配りする形になってしまったことをまずお詫びしたいと思います。我々として各課でどういった取り組みをしているかというところが、この主な取り組みというところで洗い出しをしたというところでありますと、ご意見のところがスポーツ審議会、社会教育委員会、校長会、村議会から意見をいただいたところという理解でよろしいですか。

教育次長

A4横長の資料の右側ご意見のところに、スポーツ推進審議会、社会教育委員会、校長会、村議会議員の皆様からいただいたご意見を全て載せております。

教育長

今回の委員の皆様から意見をいただきたいところは、この資料ですと、教育計画のところについてのご意見をいただくという理解でよろしいですか。

教育次長

基本計画の中41の計画がございます。その教育計画の目標といいますか計画の見直しでございます。内部の事ではございませんので、意見をいただいた各会の皆様、いろんな

事業についての意見も多々あろうかと思いますけども、今回の見直しでは基本計画のこの計画の欄のご意見をいただければと考えております。

教育長

今、事務局で考えております、計画の改定案はこの41の計画がありまして、見直しの仕方は、修文あるいは削除、あるいは計画の追加と3つの方法があると思うんですね。そんな中で今、事務局案はこのそれぞれの何々の2というこの3つの計画というのを、その下に付加するということで考えているところであります。以上のところを踏まえまして、委員の皆様でご意見、ご質問ありましたらお願いしたいと存じます。

浅野委員

先ほどの達成度のA B C Dの説明が早かったのでもう1回お願いいいたします。

教育次長

この達成度のところは、最初に確認内容や進捗について各課で洗い出すときに、その課で達成度を入れたものでございます。Aが達成、Bが進行中、Cが未着手、Dが事業見直しということで各課において計画を達成するため行っている事業の達成度をつけたところでございます。

小峯委員

意見を出す基本的な部分として、この資料3ページの計画28のところで、この基本計画の文言とちょっと変わっている部分は、前にこういう形で具体化して、文言を変えたんでしたっけ。28が英語や数学などと具体的に入っているんだけど、当初は教科のというだけで、具体的な教科名は上げていなかつたと思うんですよね。見ると、28だと総合学習や教科の授業支援するようにするという文言だったのが、総合学習だから総合的な学習の時間というのはわかるんだけど、教科が英語や数学などと具体的に両方とも3ページの大枠のところと、ちょっと変わっているので、これは前に何か具体化するような形で計画28の文言などを変えたことがあるのかなと、ちょっと疑問に思ったんです。とすると今まで、そういう最初に出たものをつけ加えるような形で文言整理が行われたのかどうかということをまず伺っておきたいと思います。

教育次長

3ページ計画の28ですが、恐縮ですがここは目次となりますので多少省いてございます。計画書の24ページの内容に入りますと、計画28の欄、前は割愛して総合的な学習の時間や、英語や数学など教科書の事業を支援するという内容のところで、もうちょっと長文になっておるところでございます。そのまま今回転記しまして、そこの欄へ追加ということで、学習の支援を実施するというところを追加していると考えたところでございます。

教育長

これが、よりどころになるわけですよね。それと、今、委員がおっしゃった資料の計画の文言ですね。これは、どこから持ってきたんですか。例えば計画28であれば、基本計画の24ページ、計画28については、教育委員会で今、出させてもらって、報告の文言と同じ内容になったわけです。それで、今、提出させていただいたこのA3の資料の28の文言というのが明らかに違うわけですよね。これどういった視点で、A3の資料というのはつくられたのかというところが私も疑問なんですが。

教育次長

確かにご指摘のとおり、教育計画の欄、そのままの本文から転記するものを、先ほど小峯委員さんに指摘していただいた目次のところから引用しております。大変申しわけございません。今回の目的からすれば、本来本文を転記するものと思います。

教育長

目次から引用をしたということですか。なるべく簡潔に書くという趣旨ということですね。そういうことで、こちらの資料をつくってあるということなので、あくまでこちらの文言がベースということでいいですね。計画の現時点での計画の文言というのはということです。本来、この中身の文言がよりどころということですので、そういったことで読みかえていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

小峯委員

今の話を聞くと、Dの廃止というのが、いくつかあるわけですけど、これは要するにもう各課、関係団体が自分の判断でもう廃止だっていう方向に出ちゃったっていうことは、これはここに諮らないまま、もう廃止という方向性を示しているということなので、このことについてちょっと説明をしてください。

教育長

私から答えさせていただきますと、Dをつけた各課では、今そういうことで考えていますが、あくまで原案でありますので、最終的には教育委員会の場で議論して、Dとなっているけれども、10年間でのスパンで考えた計画でありまして、その途中でその文言まで削除してしまうのか、計画自体をなくしてしまうのかというのはまた別の話だと思います。Dとはなっているものの、この基本計画の理念を推し進めていく上でも残した上で、より現実にやっている事業を新たに付加するというようなやり方が本来私としてはあるべき姿かなと思っていまして、そういう意味で今回の教育基本計画の見直しについては、Dとなっているものもありますが、それを削除ということでなく、生かしたままで新たに付与するというようなスタンスで考えさせていただきます。関係課は、正直申し上げて今のところ、実現可能性がかなり低いなという判断をしているところもあるんですね。とはいっても、10年間を見据えた計画であるので、現時点では取りまとめをした学校教育課サイドとしては現時点ではこの計画がまだ掲載して生かしておくというような考え方であります。

教育次長

先ほど説明の中でも、A B C Dの説明をしたところでございます。もう1度確認させていただきますと、Aは達成、Bは進行中、Cは未着手、Dは事業見直し、教育長からもお話がありましたとおり、10年の基本計画先輩方がつくっていただいたものを、今回の洗い出しでも、Dをその計画を目指すため、達成するため事業の見直しを検討していくなくてはならないものと思って、Dは事業見直しということでとらえたところでございます。削除する方向ではなく、今後も継続検討をするものと考えたところでございます。

浅野委員

3ページの改定案の修正案の計画28の2のところなんですかけれども、児童生徒を対象に教員OBや大学生などの地域住民の協力という、この教員OBや大学生などと具体的に表記したところの意図を伺いたいんですけれども、広くいろんな人材を活用させていた

だきたいということでいいますと、むしろこの文言はせばめてしまうかなと私は気がするんですけども、経験があるんだけど、教員や先生経験者じゃないとだめなのかなと思ってしまうような感じを私は受けたので、その文言を入れた意図というのをちょっとお伺いしたいのですが。

教育長

この部分は、地域未来塾をイメージしていまして、地域未来塾の事業の定義というものをそのまま使わせていただいた次第であります。国、文科省のですね。今、そういったお話をあれば、修正していきたいと思います。例示をすることが逆に限定してしまうような感をとられると、確かにというのもあると思いますんで、そこはご意見いただければ、修正をしていきたいと思います。先ほど2月8日までにいただければ、それを委員の皆様の意見を反映させた上で、これをもう1回つくり直してですね。次回の教育委員会でまた見ていただくという形をとりたいと思います。

浅野委員

前の総合教育会議でも英語のサポーターというのを広くという広げる意味のね、そういったのもありましたので、検討していただきたいなと思います。

栗山委員

修正案の計画4の2についてですが、この計画4の2について冒頭の部分が教育振興基本計画でいうと、教育施策の2番の幼保一元化を実現し子ども園にするというのにかかっていると思うんですけど、この4の2の案でいくと、ちょっと趣旨が異なるのかなと思ったりするので、施策の文言を変えるか、あとは小学校、中学校の連携を図るというのは、今、小学校のあり方検討委員会が始まっていると思いますが、そちらとは別にですね。計画の中で村の考え方としてあり方というのを追加で何かつくってはと思うんですがいかがでしょうか。

教育長

そういった意見をいただければ、こちらでも付加するような形で、あり方検討員会の記載というか小学校のあり方について、今、行っている内容を盛り込むというような理解でよろしいですか。それでは、その文言についてどこに追加するかというご意見を事務局にいただけますか。修正案計画4の2というのは、特に県が力を入れている就学前教育家庭教育推進という施策がありまして、その中で保育園・幼稚園・小学校がお互いよく知ってやっていこうというものが施策としてあります。美浦村ではそれ以上に中学校まで含めてやっていることもありますのでその施策のイメージで書かせていただきました。あり方検討委員会の意図はこの文言にはしていなかったので、その趣旨となりますので家庭教育として書かせていただきます。あり方検討員会についてはご意見いただければと思います。再確認ではございますが、2月8日までに学校教育課まで、ご意見いただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

【報告第2号 こどもを守る110番の家ネットワークの再構築について】

教育次長説明

## 【 質 疑 】

小峯委員

まず質問ですが、再構築への取り組みで5点上がっているのですが、その下の平成31年度4月、5月、6月のその部分と、今、最初に再構築への取り組みとして事業の周知、児童配布、回覧、広報みほがあげられていますが、この時期はいつ頃を考えていますか。

教育次長

これについては新年度に向けて早めにこういったことを行っていますよという周知でございますので、新年度早々4月5月のところで配布にもっていきたいと考えています。昨年学校に聞き取りした110番の家について説明していますかという問い合わせの解答は、年1回・学期に1回となっておりましたので、110番の家の周知が薄れているのかなと思ったものですから、最初にあげたところは、再構築とは別に事業の周知としてパンフレットで周知していきたいと考えております。

小峯委員

取組に対して錯綜しているように思います。というのは、この取組が遅すぎるのはないか。あるいはひと月で、従前の登録者の確認が済むのかということ。それから広報等作成して、年度当初のPTA協議会へということを考えると、もう早速にこうした従前の登録者、4月分の内容については早急に取り組んで5月のPTA連絡協議会へ間に合わせないとこれ、相当な時間がかかるのではないかと思います。というのは、やはり従前の登録者の協力者台帳がないところもあるようなので、そこを探り取っていくのに、看板があるのかないのか、あるところは、はたしてどうなのかなってこれ個別にあたっていかなくてはならない問題もでてくると思うんですね。やはり早めに子ども達の安全確保を考えるのであれば1学期中よりももっと早い段階で体制が構築できるようにした方がいいと思うんですね。是非そんな視点をもって再構築へ取り組んでもらいたいなと思います。要望です。

教育次長

確かにおっしゃるとおりだと思います。これにつきましては、すぐにでも検討してまいりたいと思います。間もなく学校教育課の担当が県警のこの会議にも出る予定でございます。そこからも案というかがでてくると思います。先程ありました、従前の登録者の確認についてはすぐにでも入れるように進めてまいりたいと思います。

栗山委員

要望になりますが、こういった110番の家事業であったり、老人会での見守り他、他団体も見守り事業をやられていると思うんですが、その事業を個別に動いて周知するのも大事ですけど、統括し、まとめて周知していくことも大切だと思うんですね。見える化というか。統括したものが必要だと思うんです。こういったことを、誰が行っているかがわかるようなものがあったりすると、それをノーテレビ・ノーゲームの時や、学校のPTA、区長会の集まりの時に、第三者から見ると、どこでどう動いているかとかがあ

りまして。それがあることで、ウイークポイントというか、ここはちょっと手薄だから協力してもらったほうがいいなとかが把握できますので、村内で行っている事業に関しては統轄したものがあったほうはいいかと思いますので検討いただけたらと思います。

教育次長

検討いたします、ということしか言えませんけれども、かなり難しいかとは思います。いろいろな点で子どもの見守りについて、ご意見やご質問をうけて進めているところでございます。その都度、役場の中関係各課で行っている活動、今栗山委員がおっしゃったような、老人会の見守り、学校教育課ではスクールガード事業、環境課では散歩やジョギングのついでに見守りの協力をということで募っております。各課で行っているものをどこかの課で統括するということですね。把握していれば、そういうものを把握していれば会議等で周知できるということはあるかと思います。

教育長

こういった活動がありますと、ホームページに掲載するなり、配布するなりといったものはできるかと思います。また統括の話ですが、子どもたちの安全ということでは、学校教育課が事務的な主になりますが、一方でこういった安全・交通安全ということになりますと、村部局でいえば生活環境課が主になります。例えば、この2年ちょっとで経験しておりますが、不審者の件ですね、結果的にはデマだったということがありました。その時は学校教育課と生活環境課がタイアップして一緒に見回りを行なうなどしました。村はコンパクトな組織なので、事が起これば、主導するのは、最初に連絡等をうけた課が主導し、各課で連携することができていると私は思っています。1番怖いのは、それぞれ違うところがやるだろうと思って、結果対応しない、つまり当事者意識を持たないことが1番の問題だと思っています。村はコンパクトな組織でありますので、それぞれで連携を深めていって対応不備にならないように行っていきたいと思いますので、今の委員の意見は我々も肝にすえていきたいと思います。

山崎教育長  
職務代理者

以前、この事業を行ったのが20年前ということですね。私も散歩しているんですけど、これが下がっているところ1件もないですね。ということは、この20年間の間でまだ、下げているところがあるのか。で、実際に再構築ということですけど、新たな計画にせざるを得ないような気がします。ですから、最初にやることは、たぶん通学路の中でどこに看板があるかということをまず把握することが大事だと思います。多分、その中でも20年たつと看板は絵が消えてしまっていますよね。そんな中、非常にこの確認を行うのは難しいと思います。となると、やはり最初から始めるという形で行って、その中でうちちは前やっていましたよというような意見を拾うというか、取りあげて行く形になるのかなと思います。恐らく、以前行った家を探すというのは至難の業だと思います。その踏み込み方をどこでいれるかというのをまず考える必要があるのではないかと思います。あと、この20年間の間で全部無くなると同時に、5年後は見直すとか、活動

をやめる場合どうするとか、連絡するのかとかそういった要綱をつくる必要があると思います。でないと、いつの間にかうやむやになり、今のような状態になってしまいますので、5年間の中で見直ししながら、カバーというか、看板は色褪せたら取り替えるとか、そういった計画も募集要項の中に入れておく必要があると思うんですね。最終的に、募集が来た時にその中で必要な箇所、ここからこの間は家が抜けて距離があるなとかそういったところまで見えてきます。先の話になりますがそういったことが見えてくる。そうすると1番最初の実働部隊は各校のPTAと学校が主体となって動いていくことになるとは思います。そうなっていくと、今度は周知をどうするかということになりますが、子どもへの周知は学校になりますが、保護者への周知は各学校のPTAでの中の周知になりますよね。この事業の目的は子どもの安全なので、子どもに対して周知させるのと保護者にも周知するように。そうなると段階踏まないといけないんですが、そうなると2月ぐらいにはスタートしないと、はっきりと形をつくった上で周知徹底していかないと。その場合にやりやすい方法は、もう確認等を行っているよりも、もう20年たったので新しい事業と同じ。再構築という言葉を使っていても新しい事業と同じで以前行っていた方は引き続きお願ひします。というような感じでいければと思います。もちろん、保護者だけでなく村全体ですね、家にいる家庭、私みたいに家にいますよという家庭が対象になります。その家庭にやっていいという気持ちにさせる、一步踏み出させるにはどうしたらいいのかというのは今後考えていく、これが文書になって回ってきたり、広報に載ったとしてそこまで読むかということ。なので、場所を変えるなどして1番皆さんのが読みやすいような場所に置くなどの工夫をしていってもらえると良いかと思います。もうスタートして、子ども達が新学期になって安心安全に登校できることを目標として行っていただければと思います。

教育次長

新規ととらえて行っていくのが良いと思います。最初担当と協議した際、従前の人と新規募集というところで1番最初に引っかかってしまいまして、新規も別に検討していないといけないのかというところで、最初の素案の打ち合わせの際にでておりました。委員がおっしゃるとおり20年も経過しているところでございます。新規という方向での体制でスタートしていくことが1番かと思います。

【報告第3号 永巖寺所蔵「絹本著色近藤利勝肖像画」の美浦村指定文化財指定に係る文化財保護審議会への諮問について】

文化財センター長説明

### 【 質 疑 な し 】

【その他 学校の校務支援システムの操作改善について】

山崎教育長	12月に質問した、通知表のシステムの使い勝手の件どうでしたか。
職務代理者	
指導室室長	各校教務主任に問い合わせましたが、2学期、各担任から入力が難しいとか、不具合があったというようなことはなく、スムーズにできたという報告を受けております。

#### 【その他 美浦村立小中学校学校徴収金の口座振替の実施について】

教育次長 美浦村学校事務共同実施協議会で検討をしてきたところでまとまつたものでございます。美浦村立小中学校徴収金の口座振替と実施についてといふことで、学校徴収金についてはいまだ学校においては、その徴収管理業務を主に学級担任や事務職員が担っており、大きな負担となっております。また、ほとんどを現金により徴収していることから、県南においては、学校徴収金の問題に対応するため、小中学校の学校徴収金の口座振替を実施することにより、学校における働き方改革の一層の推進及び事故防止のため、学校徴収金の口座振替を村の全小中学校において実施することといたしました。1のところで平成29年度現在の各校の学校徴収金の状況、口座振替をしているのは、以前からの給食費になります。各学校において、その他でも対応しているというところで、大谷小学校は、全てのところで口座振替で対応しているという現状でございます。金融機関は、学校に応じて当初の際給食費の口座振替を行うときに、恐らく要望とかあったんだろうと察するところでございますけども、3行に分かれているっていうところがございます。口座振替の開始年度でございますが、平成31年度より、全学校で開始するということで協議会はのまとまっております。滞納者への対応は、給食費の扱いと同じように、児童手当の現金支給を行いその際に未納金を支払うよう学校教育課において、納付勧奨し徴収するということでございます。また、文部科学省の参考資料として働き改革の部会の資料を抜粋してございます。以上のことから協議会でまとまりましたように、平成31年度より実施するということで、最初入学等のいろいろ関係ございまして当初6月という話も出たんですけど、各学校その辺調整して実施することで統一してございます。6月にやるのか早められるのかはもう少し、検討させていただきたいと思っております。

山崎教育長 金融機関ですが、筑波銀行はなくても大丈夫なのですか。村は、筑波銀行でないですか。

教育次長 村の会計上の指定金融機関は常陽銀行美浦支店でございます。役場の会計は3年に1回でしたか、1カ所に集中しないように変えるということで始まったところで常陽銀行から筑波銀行、そして常陽銀行に戻った段階でございます。調べたところでは、筑波銀行を使っている学校はございませんでした。

#### 【その他 情報配信メールの周知について】

指導室長 メールの情報配信は、地域で子どもの見守りをということで、広報みほの10月号で防災メールへの登録を登録QRコードも掲載し積極的な登録をお願いしています。現在はシステムの変更の都合この号に掲載したQRコードは、登録ができない状況ですが、3月の広報みほに新しいQRコード載せる予定であります。また、美浦村のホームページには、早急にQRコードを掲載し、メールの登録をお願いするような形に段取りをしております。また、学校からのメール配信は、年度切りかえということになっております。担当課よりそういった申し入れがありました。なぜかといいますと、不必要な情報が、不必要な人に漏れないようるために、年度ごとに切りかえを行うということです。学校では、年度ごとに新たに登録を保護者の方にしてもらうような形になり、また、登録用のQRコードの有効期間も設定して、期間が過ぎると配布したQRコードでは登録ができないようにすることで学校のさまざまな情報が不必要な人に不必要に流れないような対応をとっている状況であります。よって、一般の方に情報を流すという形をとのには、この広報による情報メール登録をしてもらうという形をとっています。この情報メールには、ひばりくんメール、茨城県の不審者情報掲示板から発信されるメールも、自動的に配信されるようになりますので、事件、事故、不審者についての情報は、こちらに登録をしていただければ、メールが配信されるような状況になっております。

#### 【その他 ノーテレビ・ノーゲーム運動の今後について】

生涯学習課長 生涯学習課では、平成31年度子ども同士のコミュニケーション及び親子のコミュニケーションに関わる事業を青少年育成美浦村民会議の事業の中で行ないます。子ども同士のコミュニケーションについては、「美浦かるた大会」を行います。美浦村の自然、歴史、郷土を愛する心をテーマにした「美浦かるた」で、次代を担う子どもたちがかるた競技を通して美浦村を学び、競技の楽しさを味わうとともに郷土愛の醸成を図ります。3人1組のチームをつくり、団体戦を行い子ども同士のコミュニケーション能力向上に関わる事業を行ないます。親子のコミュニケーションについては、クッキングコンテスト、茶道教室、華道教室、工作教室等の中から1つまたは2つの事業を行いまして、親子のコミュニケーション能力向上にかかる事業を行いたいと考えております。以上ノーテレビ・ノーゲーム運動の今後について生涯学習課の分野のみ報告をいたします。

栗山委員 計画案の作成、ありがとうございます。今の課長からあった事業というか大会等の事業に関しては、いつぐらい開催とかの予定案はありますか。

生涯学習課長 予定としては、平成32年の1月26日土曜日の開催を予定しておりますが、今後、変更があるかもしれません。